

北海道臨床工学技士会 団体賠償責任保険制度のご案内

近年の高度な医療技術の進歩に伴う医療機器の高度化・複雑化がいっそう進むなか、臨床工学技士の役割・期待は益々高まっています。

私たち医療機器の専門医療職である臨床工学技士は、皆様と共に臨床現場における安全性の向上と信頼の確保に向けてなお一層の努力と研鑽を行いつつ、与えられた社会的使命を全うしてゆかねばなりません。

一方、現代医療における医療機器の重要性が高まるなか、医療機器にかかわる医療過誤・医療ミスは激増しています。

従来これらの医療過誤・医療ミスに対する賠償責任は、医師の責任の下において医療補助行為を行う臨床工学技士、看護師との関係で賠償責任問題が処理されてきました。

しかしながら、現在では被害者（患者）側の責任追及も多様化しており、関与した個々の医療従事者に賠償を求める傾向が顕著となり、又、賠償金額も高額化しています。

このような流れにおいて、現在のチーム医療では、医療機器に係る医療事故が発生した場合、医療機器の専門職である臨床工学技士への責任追及が益々顕著化していくものと予想されます。

以上の通り、いつ何時起こるかわからない業務上の訴訟問題に対し、保険制度に依る会員相互の助け合いは不可欠であり、又被害に遭われた患者様・ご家族に対しても保険制度に依る補償が必要です。

更なる臨床工学技士の社会的地位向上を図りつつ、自ら良質な医療技術を社会に提供してゆくと共に、自ら行った業務の責任に対処していくため、是非とも公益社団法人 北海道臨床工学技士会の賠償責任保険に加入して頂くよう、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 北海道臨床工学技士会 会長 布施 崇宏

公益社団法人 北海道臨床工学技士会

<目次>

1. 臨床工学技士賠償責任保険とは	P. 3
2. 保険金をお支払いする主な場合	P. 3
3. お支払いの対象となる損害	P. 4
4. 保険金をお支払いしない主な場合	P. 5
5. ご契約の仕組み	P. 6
6. ご注意いただきたいこと	P. 7～8
●重要事項のご説明	P. 9～10

募集対象、加入資格等

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	<u>公益社団法人北海道臨床工学技士会の会員である臨床工学技士に限ります。</u>
◇記名被保険者	<u>公益社団法人北海道臨床工学技士会の会員である臨床工学技士に限ります。</u>

申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

募集要領

保険期間：2025年9月1日午後4時 ～ 2026年9月1日午後4時
（保険期間1年間）

募集期間：2025年8月1日 ～ 2025年8月22日締切

加入申込票に必要事項をご記入の上、下記申込先までFAX下さい。

<ご加入手続きの方法について>

新規の方、前年からご加入されている皆様も加入申込票の提出をお願いいたします。
加入申込票に氏名・住所・電話番号・臨床工学技士会の会員番号・事業所（勤務先）の名称・所在地住所をご記入の上、下記までFAXして下さい。

加入申込票のFAX番号：011-790-6996

保険料は締切日（**8月25日**）までに下記口座へお振込みください。
（振込手数料はご負担下さい。）

振込口座：楽天銀行 第二営業支店 普通口座 7943330
公益社団法人 北海道臨床工学技士会

<連絡先・取扱代理店>

取扱代理店

株式会社オネスト

担当：原 哲也

札幌市東区北21条東3丁目1-1

つくしビル2F

TEL:011-790-6995 FAX:011-790-6996

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

北海道支店 札幌第一支社

札幌市中央区北3条西2丁目

札幌MTビル 3F

TEL:011-213-3890 FAX:011-272-6531

1. 臨床工学技士賠償責任保険とは

＜主な特長＞

この保険は、臨床工学技士の方が、安心して日常の臨床工学技士業務に専念できるよう、不慮の業務上の事故による損害賠償責任を対象とする保険です。
業務を行う施設に起因する事故については、補償の対象となりませんのでご注意ください。

2. 保険金をお支払いする主な場合

◆臨床工学技士業務上の事故

＜基本補償＞

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う臨床工学技士業務上の行為に起因して、他人の生命や身体を害し（以下、「身体障害」といいます。）、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。ただし保険金をお支払いするのは、保険期間中に身体障害が発見された場合に限りです。

※「身体障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

＜財物損壊補償特約＞

被保険者が業務を遂行するにあたり、保険期間中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損または汚損した場合や、被保険者が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って滅失、破損、汚損し、または紛失もしくは盗取されたことにより預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

＜初期対応費用補償特約＞

保険期間中に発生した臨床工学技士業務上の事故に起因して被保険者が緊急的な対応のために要した次のいずれかに該当する引受保険会社が承認する費用を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。ただし、通常要する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限りです。

- (a) 事故現場の保存に要する費用
- (b) 事故現場の取片付けに要する費用
- (c) 事故状況または原因を調査するために要した費用
- (d) 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用

＜人格権侵害補償特約＞

上記の基本補償に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損
- (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

3. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【損害の種類】	【内 容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦初期対応費用	「2. 保険金をお支払いする主な場合」（3ページ）の＜初期対応費用補償特約＞に記載の通りです。

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入申込票記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入申込票記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認下さい。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
→財物損壊補償特約（自動セット）により一部補償の対象となります。
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

＜特別約款でお支払いしない主な場合—臨床工学技士特別約款＞

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または昇降機、自動車、船舶もしくは車両の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）の規定に違反して行った業務に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害等

＜特約でお支払いしない主な場合—財物損壊補償特約＞

- 以下の受託品に関する損害
 - ◇自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）
 - ◇自動車等の内部または外部に積載された財物
 - ◇被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物
- 受託品の滅失、破損、汚損もしくは盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 受託品が来訪者に引き渡された後に発見された受託品の滅失、破損または汚損に起因する損害
- 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工等に起因して、受託物が滅失、破損または汚損したことに起因する損害等

＜特約でお支払いしない主な場合—人格権侵害補償特約＞

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

5. ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は公益社団法人北海道臨床工学技士会が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

公益社団法人北海道臨床工学技士会の会員である臨床工学技士の方々

(3) 保険期間

2025年9月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、保険期間の途中で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(4) 支払限度額と保険料例（保険期間1年間）

支払限度額		保険料例
身体障害	1事故につき5,000万円 保険期間中1億5,000万円	1名あたり 5,330円 (団体割引10%の場合) 1名あたり 5,040円 (団体割引15%の場合)
財物損壊	1事故につき30万円	
人格権侵害	1事故につき100万円 保険期間中500万円	
初期対応費用	1事故につき300万円	

※免責金額 なし

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「3. お支払いの対象となる損害」（4ページ）をご参照ください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」および「免責金額」欄にてご確認ください。

上記はあくまでも保険料例です。実際のご加入にあたっては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が増える場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。

変更となる場合には、あらためて変更後の内容をご案内いたします。

(5) ご加入手続の方法

新規ご加入・継続にあたっては、加入申込票に所定の事項をご記入・押印のうえ、株式会社オネストまでご提出ください。また、保険料については、「(6) 保険料の払込方法」に記載の方法により払い込んでください。

*中途加入の場合は毎月の24日までに加入申込票のFAXと保険料のお振込みをお願い致します。翌月1日からのご加入となります。お振込みが遅れた場合は翌々月1日からのご加入となりますのでご了承ください。

(6) 保険料の払込方法

保険料は、その全額を払い込む一時払となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。保険料は必ずご加入と同時に支払ってください（保険料の払込みを猶予する特約がセットされる場合を除きます）。払込みの猶予がない場合は、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

6. ご注意いただきたいこと

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ＜保険会社破綻時等の取扱い＞
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
 - 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- この保険契約に関する個人情報について引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込み下さい。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
 - ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
- 上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

●事故が起こった場合のお手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

臨床工学技士業務に起因した身体障害事故を発見した場合、または業務を遂行中に他人の財物を損壊した場合等は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①、②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2015年10月1日以降始期契約用

臨床工学技士賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では臨床工学技士賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
臨床工学技士賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 ＋臨床工学技士特別約款 ＋初期対応費用補償特約 ＋財物損壊補償特約 ＋人格権侵害補償特約

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
臨床工学技士賠償責任保険	加入申込票（注）の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。

2. 保険料

保険料（注）は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料（注）につきましては、「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社にご告知いただいたものとなります。)。加入申込票^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。(注)引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料)は、「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」記載の方法により払い込んでください。「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。

8. 取扱代理店の権限

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

「北海道臨床工学技士会団体賠償責任保険制度のご案内」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 株式会社オネスト
〒065-0021 札幌市東区北 21 条東 3 丁目 1-1
TEL:011-790-6995 FAX:011-790-6996

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは
三井住友海上お客さまデスク
0120-632-277(無料)
チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)